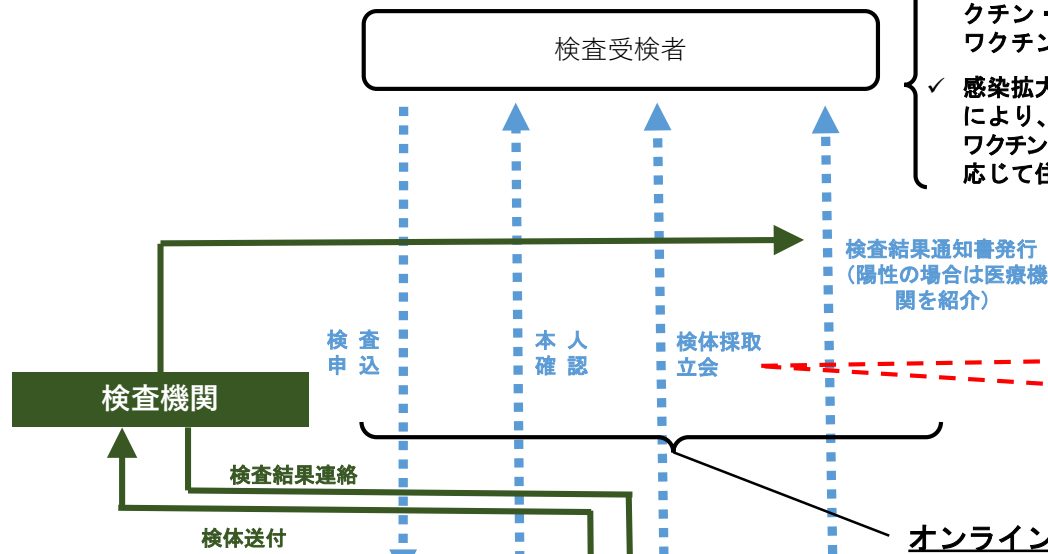


利用者

- ✓ 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者が、「ワクチン・検査パッケージ制度」及び民間にて自主的に行うワクチン・検査のため必要な場合（令和4年3月末まで）
- ✓ 感染拡大の傾向が見られる場合には、都道府県知事の判断により、法24条9項等に基づき、「不安に感じる無症状者は、ワクチン接種者を含めて検査を受ける」ことを要請し、これに応じて住民が検査を受ける場合



- 受検者が自ら検体採取
- 研修を受けた従業者が立会

オンライン・ビデオ方式の利用とすることも可



実施事業者

(薬局・民間検査機関等)

事業主体
実施計画確認により実施能力のある者のみを登録



都道府県

都道府県予算成立後
実施事業者の実施計画を確認・登録⇒事業開始

検査結果の利活用

実施事業者の実績報告書を審査・交付決定